

# 介護保険負担限度額認定申請について

(令和3年度の制度改正により、対象者の要件や食費の限度額が変更されました)

## 1 特定入所者介護サービス費（食費・居住滞在）の負担軽減制度について

介護保険施設に入所する場合等の食費・居住費（滞在費）については、施設との契約によって決まり、その費用は原則入所者の自己負担となります。

負担限度額認定の要件に該当する方については、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの費用については、特定入所者介護（予防）サービス費として、美作市が直接施設に支払うことで、負担の軽減を行います。負担軽減を受けるためには、負担限度額認定の申請を行い、交付される「負担限度額認定証」を入所する施設に提示する必要があります。また、令和3年度の制度改正により、対象者の要件等が変更となります。詳細は裏面をご覧ください。

## 2 負担限度額認定の申請について

申請にあたって、申告が必要な資産は下表のとおりです。被保険者本人及び配偶者の預貯金通帳の写し等の資産の状況が確認できる書類の添付が必要となります。同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを添付する必要があります。

申告の対象となる資産の種類	添付が必要な確認書類など
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（銀行名・支店名・口座番号・名義、最終残高（申請日直近の記帳分から2カ月前まで）の分かる部分）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	なし（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど） ※資産の合計から差し引いて計算します	借用証書など
生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などの資産は対象外です。	

## 3 申請の際の留意事項について

- 軽減の適用開始日は、申請月の初日（1日）です。介護保険施設やショートステイを利用する場合は、必ず利用を開始した月（年度更新の場合は8月）までに申請をしてください。申請がサービスの利用開始月の翌月以降になってしまった場合、申請月より前の月の食費・居住費の軽減は受けられません。
- 負担限度額認定証の交付を受けた場合であっても、その後預貯金等の資産が要件を超えた場合には、負担軽減が受けられなくなりますので、必ずお申し出ください。

虚偽の申告に基づき負担限度額認定証の交付を受けた場合は、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがありますのでご注意ください。